

公益社団法人日本介護福祉士会日本介護学会会則

(名称)

第1条 公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）に、日本介護学会（以下「本学会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本学会は、介護福祉にかかわる学術的な研究を推進し、介護福祉の専門的な技術、知識の向上を図り、介護を必要とするすべての人々の尊厳ある人生を支え、豊かな福祉社会の構築に寄与するとともに、実践に根ざした介護福祉研究の支援を通して、介護福祉の学術研究の振興に努めることを目的とする。

(学会の運営)

第3条 本学会は、本会の事業として実施することとし、その運営は、本会事務局が行う。

(会員)

第4条 本学会の会員（以下「学会員」という。）は、次の各号の2種類とする。

(1) 第1号学会員

本会正会員

(2) 第2号学会員

介護福祉士の資格を持たないが、本学会の目的に賛同し、常任理事会に入会を認められた者

(学会員の権利)

第5条 学会員は、次の各号の権利を有する。但し、本会は、学会員による第1号乃至第4号の申込み又は申請を拒絶する場合があります、学会員は、これに異議を述べることができない。

(1) 本学会の学術集会に参加を申し込むこと

(2) 本学会の学術集会における発表を申し込むこと

(3) 本会の専門誌への投稿を申し込むこと

(4) 本会研究倫理審査会に研究倫理審査を申請すること

(5) 本会の専門誌の配付を受けること

(6) 本会学術推進委員会（以下「委員会」という。）が企画する研修会等の案内を受けること

(7) 前各号のほか、委員会が定めた事項

(役員)

第6条 本学会の学会長は、本会会長とする。

(学術集会)

第7条 本学会は、毎年1回、学術集会を開催するものとする。

2 学術集会は、学会長が主催する。

3 学術集会において発表する者は、学会員に限るものとする。

4 学術集会に参加する学会員は、本会に対し、本会が定める方法により、本会が定める参加費を納入しなければならない。

(改廃)

第8条 本会則の改廃は、委員会の提案により、理事会の決議により行うものとする。

(細則)

第9条 本会則の執行及び本学会の運営に必要な細則は、委員会が定めるものとする。

附則

1 本会則は、平成16年3月27日から施行する。

2 本会則の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

3 本会則の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。